広告

相続・贈与が大きく変わる 2024年

～専門家に相談して対応を～

相続税の非課税枠である基礎控除が2015年に縮小されたことにより、亡くなった人の数に対して遺族が相続税を負担する割合は4％台から大きく上昇した。22年には9・6％と約1割のケースで税負担が生じており、富裕層でなくても相続税対策が求められる時代になっている。24年は相続・贈与に関する大きな税制改正があり、対応するには専門家のサポートが欠かせない。そこで、今から取り組むべき相続対策、税制改正の対応について、代表税理士の清田幸弘氏にお話しを伺いました。

生前贈与のルール改正で相続税対策の見直しも

2024年に大きく変わったのが「相続時精算課税」制度だ。18歳以上の子または孫が60歳以上の祖父母または父母から生前贈与を受ける際、管轄の税務署に「相続時精算課税選択届出書」を提出すると、2500万円までの贈与は贈与税が非課税になり、2500万超の部分は一律20％課税となる。贈与は何回かに分けて行うことができるが、その都度、申告書の提出が必要。贈与した人が亡くなったとき、この制度を使った贈与財産は相続財産に加えて相続税額を計算するため、基本的には相続税の負担は軽減されない。だが、相続財産に加算する際、贈与時の価格が適用されるため、今後の区画整理や都市開発事業で地価が上がると見込まれる土地や、値上がりが期待できる株式などの贈与にこの制度を利用すると相続税の対策につながる。

今回の税制改正では相続時精算課税に年110万円の基礎控除が新設され、基礎控除の範囲内の贈与であれば、申告は不要で相続財産への加算もされないこととなった。さらに、この制度を使って贈与を受けた土地・建物が、災害により一定以上の被害を受けて資産価値が下落した場合は、被害を受けた金額を控除して相続財産に加算するとされた。こうした変更によって、この制度の利用が増えると予測される。

生前贈与を活用した相続税の節税策として広く使われているのが「暦年贈与」だ。1月1日から12月31日の間に受けた贈与が110万円までなら贈与税が課されないため、110万円の贈与を繰り返し行うことで資産を減らし、相続税の課税対象を少なくすることができる。ただし、相続前3年間に贈与した財産は相続財産に加算される。これを「生前贈与加算（相続財産への持ち戻し）」という。今回の税制改正で、27年1月1日以降の相続から持ち戻しの期間が徐々に延長され、31年1月1日以降の相続については7年となる。ただし、延長された4年間に受けた贈与財産については、相続財産への加算に際して100万円を差し引くことができる。

相続はいつ起こるかわからないので、持ち戻し期間が延長されると暦年贈与の効果が薄くなることもありうるが、持ち戻しの対象となるのは贈与した人の推定相続人（子や配偶者など）なので、それ以外の人、例えば孫や、子の配偶者などへの暦年贈与なら、加算期間延長の影響は受けない。

生前贈与には資産を現役世代へ移転させ経済の活性化を促す効果があり、そのために設けられた贈与税優遇策もある。「住宅取得等資金の贈与の特例」はその一つだ。マイホームの新築・購入・増改築に充てる資金を祖父母や父母から贈与された場合、一定の要件を満たすと良質な住宅は1000万円まで、それ以外の住宅は500万円まで、贈与税が非課税になる。良質な住宅とは、一定の耐震性能、省エネ性能、バリアフリー性能のいずれかを有する住宅をいう。今回の改正で、この特例の適用期限が3年間延長されて26年12月31日までとなった。

今年は相続時精算課税と暦年課税の双方に大きな見直しがあり、住宅取得等資金の贈与の特例も延長された。生前贈与による相続税の節税対策を考えるのであれば、制度や特例を比較して慎重に検討する必要がある。改正によってルールが複雑になった面もあるので、相続税対策は相続に関する専門家のアドバイスを受けながら行いたい。

事業承継税制は計画提出期限延長

経営者には、自身の相続対策と事業承継対策の両方が必要となる。事業を承継するに当たって後継者に自社株式を贈与・相続させると、それにかかる贈与税・相続税の負担が重くなることが多く、円滑な事業承継の妨げとなっている。そこで、事業承継税制の特例が設けられており、適用を受けると自社株式に対する贈与税・相続税が猶予され、一定条件を満たすと免除される。この特例の適用を受けるには都道府県に「特例承継計画」を提出しなければならない。今回の法改正でその期限が2年延長され、26年3月31日までとなった。ただし、特例の対象となるのは27年12月末までの贈与・相続である点に変更はない。特例の適用を受ける予定があるなら、早めに事業承継計画の策定に着手する必要がある。

固定資産税の評価額は3年に1度見直しが行われ、今年はその「評価替え」の年に当たる。不動産取得税、登録免許税は固定資産税評価額を基に計算され、相続税額を算出する際の土地・家屋などの評価額にも関わってくるため、評価替えによって固定資産税評価額がどう変わるかを注視したい。

相続に詳しい税理士に相談するのが第一歩

相続対策や事業承継対策を考えるには税制改正に対する正しい知識と理解が求められ、相続に関するプロフェッショナルによるサポートは不可欠だ。

相続に特化した専門家集団であるランドマーク税理士法人は、25年以上にわたって相続の相談に応じている。累計8千件超という国内トップクラスの相続税申告実績があり、スタッフは450名を超える。相続税額に大きく影響する不動産の評価にも専門のノウハウを持ち、司法書士、弁護士、不動産鑑定士などの専門家とも連携して、相続に対する総合的な支援を行っている。

税理士への相談は敷居が高いように感じられるが、ランドマーク税理士法人が実施している無料のセミナーや税務相談会なら気軽に参加できるだろう。相続税対策は対応が遅れるとできることが限られてくるので、専門家に相談して早めに取り組むことが大切だ。

ランドマーク税理士法人グループは
相続・事業承継に特化した数少ない税理士事務所です。

ランドマーク税理士法人は、相続相談2万5,000件、相続税申告8,000件超の実績を誇る、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に14拠点を展開。国税局OBなど450人を超える相続税に強い社員が相続をフルサポートします。初回の相談は無料です（60～90分）。

■東京丸の内事務所	TEL：03-6269-9996	FAX：03-6269-9997
	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階	
◆新宿駅前事務所	TEL：03-6709-8135	FAX：03-6709-8136
	東京都新宿区新宿2丁目5番5号 新宿土地建物 第11ビル3階	
◆池袋駅前事務所	TEL：03-5904-8730	FAX：03-5904-8731
	東京都豊島区南池袋2丁目26番4号 南池袋平成ビル9階	
◆町田駅前事務所	TEL：042-720-4300	FAX：042-720-4301
	東京都町田市原町田4丁目7-14 リンズワンビル3階	
◆タワー事務所	TEL：045-263-9730	FAX：045-263-9731
	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階	
◆横浜駅前事務所	TEL：045-755-3085	FAX：045-755-3086
	神奈川県横浜市西区北幸1丁目4番1号 横浜天理ビル17階	
◆横浜緑事務所	TEL：045-929-1527	FAX：045-929-1528
	神奈川県横浜市緑区台村町644番地	
◆新横浜駅前事務所	TEL：045-350-5605	FAX：045-350-5606
	神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル7階	
◆武蔵小杉駅前事務所	TEL：044-281-3003	FAX：044-281-3004
	神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地35 武蔵小杉タワープレイス14階	
◆大宮駅前事務所	TEL：048-776-9684	FAX：048-776-9685
	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル26階	
◆新松戸駅前事務所	TEL：047-702-7220	FAX：047-710-5805
	千葉県松戸市新松戸一丁目498番地 コンフォート新松戸4階	
【ランドマーク行政書士法人】		
◆湘南台駅前事務所	TEL：0466-86-7025	FAX：0466-86-7026
	神奈川県藤沢市湘南台2 丁目4番11号 朝日生命湘南台ビル2階	
◆朝霞台駅前事務所	TEL：048-424-5691	FAX：048-424-5692
	埼玉県朝霞市東弁財1丁目7番30号 KOYO BUILDING6階	
◆鶴居駅前事務所	TEL：045-935-4300	FAX：045-935-4301
	神奈川県横浜市都筑区池辺町4364番地	

定例セミナー開催 要予約 ※定例セミナーは月1回の開催です。

テーマ「相続2024年問題」

生前贈与に関するルール、マンションの評価方法、相続登記の義務化等の詳しい改正点や対策方法を解説します。

日時：4月24日(水)14:00～16:00
（セミナー14:00～15:00 個別相談15:00～16:00）
会場：新横浜セミナールーム
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

定例セミナー 税務無料相談会 参加者に ランドマーク税理士法人 代表税理士 立教大学大学院 客員教授 清田 幸弘 著書を プレゼント

随時開催 要予約
税務無料相談会

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。当日はより具体的なご提案をさせていただくために、財産の概算額がわかるもの（メモ書きでも可）・固定資産税の課税明細書・確定申告書をお持ちください（要予約）。

日時：毎週火曜日 ①9:30～10:30 ②13:00～14:00 ③16:00～17:00
会場：東京丸の内事務所/町田駅前事務所/新松戸駅前事務所
日時：毎週水曜日 ①9:30～10:30 ②13:00～14:00 ③16:00～17:00
会場：新宿駅前事務所/横浜駅前事務所/大宮駅前事務所
日時：毎週木曜日 ①9:30～10:30 ②13:00～14:00 ③16:00～17:00
会場：池袋駅前事務所/武蔵小杉駅前事務所/新横浜駅前事務所

CM 絶賛放送中
・テレビ東京「ガイアの夜明け」 毎週金曜22:00～（番組提供中）
・TBS「JNNニュース」 毎週日曜6:45～（番組提供中）
・千葉テレビ スポットCM放送中
・ラジオ「FM ヨコハマ」CM 放送中
・ラジオ「FM NACK5」CM 放送中

セミナー相談会のお問い合わせ、お申し込みは下記まで
TEL.0120-48-7271（ヨハセツゼイ）
平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～18:00 日曜・祝日 10:00～17:00
https://www.landmark-tax.com/

YouTubeショート更新中
弊社税理士清田幸佑が【相続2024年問題】についてポイントを解説！

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。

税理士 杉山 貴紀
（経歴）ランドマーク税理士法人勤務
相続問題や不動産経営に関する相談対応、確定申告、相続税申告業務に従事している。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

公認会計士・税理士 植松 務
（経歴）株式会社東日本銀行勤務、監査法人勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
銀行に13年間勤務し、主に中小企業向け融資を担当した。監査法人では上場会社監査、金融商品取引法監査、会社法監査、任意監査、各種コンサルティングを担当した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士 永瀬 寿子
（経歴）金融機関システム部門、メーカー経理部門
その後、ランドマーク税理士法人勤務
不動産賃貸等の個人事業主・同族法人の節税相談、都市農地所有者の相続税申告を扱う。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 岡山 敦
（経歴）国税局に27年間勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
調査一筋27年。遊戯業、飲食業等の繁華街を中心に調査実務を担当した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 大坂 裕彦
（経歴）国税局に20年間勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
国税局調査部に通年17年半勤務し、日本を代表する大規模法人を長年調査した。業種は主に有機化学工業・総合リース業・保険業等を担当した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 金子 守
（経歴）国税局に28年間勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
国税局調査部ではリース業、貸金業、レコード業など、大規模法人を調査した。審理専門官では著内の質疑、納税者の相談担当を行った。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士・行政書士 清田 幸弘
ランドマーク税理士法人 代表社員
立教大学大学院客員教授
（経歴）地元農協に9年間勤務、資産税専門の会計事務所勤務
1997年、清田幸弘税理士事務所（現ランドマーク税理士法人）を設立し、現在14の本支店で活動中。2019年4月より立教大学大学院客員教授就任。著書「相続専門の税理士、父の相続を担当する」（あさ出版）、「宅地相続の実務」（新日本法規）
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）他

元国税調査官・税理士 小倉 正裕
（経歴）国税局に35年間勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
各税務署では主に個人課税部門で、個人事業主や資産家などの所得税・消費税の税務調査に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 押山 満
（経歴）国税局に42年間勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
各税務署では、主に資産課税（相続税・贈与税・譲渡所得）の調査事務に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 石丸 司
（経歴）国税局に30年間勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
30年間で13回の転勤を重ね、主に資産課税（相続税・贈与税・譲渡所得）の調査事務に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士・不動産鑑定士 松下 豊
（経歴）メーカー経理部、不動産鑑定士事務所、税理士法人に勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
普通法人の経理部勤務を経て税理士事務所で税理士としての経験を積む。他方、不動産鑑定業の実務経験もある。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士 平塚 一成
（経歴）小売業経理部に勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
11年間上場企業の経理部に勤務した後、5人社、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や相続税の申告業務に従事している。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

公認会計士・税理士 清田 幸佑
（経歴）監査法人に勤務
その後、ランドマーク税理士法人勤務
大学在学中に公認会計士試験に合格。新卒で監査法人に入社し、上場会社監査やIPO支援業務等に従事した。金融機関への出向経験もあり、現在は主に富裕層へ向けた資産税を中心としたコンサルティング業務に従事している。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

お問い合わせ TEL.0120-48-7271（ヨハセツゼイ）
平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～18:00 日曜・祝日 10:00～17:00 ※一部例外日あり
ランドマーク税理士法人 検索
https://www.landmark-tax.com/

ランドマーク税理士法人グループ
【本部】東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三菱ビル9階
アクセス：JR線、東京メトロ丸ノ内線「東京駅」徒歩3分
東京メトロ千代田線「二重橋前駅」徒歩2分
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第1606号
【代表】清田 幸弘 【設立】1997年 【支部】新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜駅前、横浜緑、新横浜、武蔵小杉、大宮、新松戸、湘南台、朝霞台、鶴居